令和6年度 亀岡中部農地整備事業 曽我部工区整備工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度亀岡中部農地整備事業曽我部工区整備工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和6年4月)」(URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下、「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき造成したほ場及び周辺施設の補完的な整備を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市曽我部町南条、犬飼、法貴、寺、中、春日部地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 整 地 工 A= 0.43 ha 整備工 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている155日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期:契約締結の日から令和7年3月28日(工事完了期限日)まで 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契	
	約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日(月平均)と想定している。	
2. 寒中コンク リート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、 気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンク リート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月18日~	

項目	内容	摘要
	令和7年2月18日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3)受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。	
3. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名 等については、別に通知する。	
4. 埋蔵文化財 第4章 現場条件	工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-40 文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止のうえ、監督職員に報告し、その 指示に応じなければならない。	
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。	
2. 第三者に対す る措置		
(1) 騒音・振動 対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
(2)境界対策	1)地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2)本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。	
(3)保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。	
(4) 現場内への 立ち入り制限 等		
(5)交通対策	1) 工事用車輌は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車輌は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輌からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。	

項目				内容				摘要
(6)防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協							
	議するものとする。							
(7)早朝及び夜	労働災害及	及び騒音防	止の観点か	ら、原則と	して早朝及	び夜間作業	美を行ってはな	
間作業の禁止	らない。	らない。						
holes - dec 1-11 -								
第5章 仮設工		ー よいよ マ おし	J. E. V.	あしいり 担	ウェーンフ			
1. 水替工	工事現場内は		水重は、火 昜:Qmax=6		正し (いる	0		
					h			
		法貴区 341,343-1番圃場:Qmax=6 m3/h 中区 148番圃場:Qmax=6 m3/h						
	1		: Qmax=6 m					
	なお、受法	主者が任意	で行った水	替工は、契	約変更の対	象としない	\	
2. 建設発生土受	1) 本工事	では、他コ	事へ発生	上として次	の土量の搬	出を予定し	している。	
入地	搬出先工	事名	搬出期	間	搬出:	量	摘 要	
	曽我部工		令和6年1	0月~				
(1) 発生土	整理その3	33-2 ⊥	令和6年		554 m3			
(搬出)	事							=
	0) +6mili [.	の巫汁海1	相配	光		7. Ann n . T	古一古田坦)、	
	2)	の文り優し	ン場別は、「	官找部工区	、区画登理1	€0733-2±	事工事現場と	
第6章 工事用地	9 3							
等								
1. 発注者が確保	発注者が	確保してい	いる工事用地	也及び工事	施工上必要	な用地(以	以下「工事用地	
している用地	等」という	5。) は、	計画平面図.	上に示す施	工範囲内の	とおりであ	る。	
2. 工事用地等の		工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境						
使用及び返還	界、使用条件 	界、使用条件等の確認を行わなければならない。						
3. 受注者の裁量	※ 分老がを	変促し てい	スプ重田地	ことの田里	1な巫汁老の	# 豊で砕り	呆する場合は、	
この 文任 日の 数単 による工事用地	1				と文任有り	双里(唯7	木り の場口は、	
等	文正百つ京日	TICAOL C	~~ / · 5 · 0 ·	~ / C / S o				
第7章 工事用電	本工事に	吏用する電	党力設備は、	受注者の	責任におい	て準備しな	よければならな	
力	V ,°							
第8章 工事用材								
料					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	監督職員が指	
1. 規格及び品質		示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。						
		1) 石材及び骨材 再生なラッシュロラン、 PC-40						
	1	再生クラッシャラン RC-40 2) コンクリート						
	コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりと							
	する。							
		呼び強度	スランフ゜	粗骨材の最	水セメント比W/	セメントの種類	(本田口 <i>!-!</i> -	
	種類	(N/mm2)	(cm)	大寸法(mm)	C (%)	による記号	使用目的	
	無筋コンクリート	無筋コンクリート 18 8 25 65以下 BB 一般構造物						
		10	U	40	OUENT:	טט	均しコンクリート	

項目	内容						
	※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能						
	とする。 3) コンクリート二次製品 一筆排水枡 4) 管類						
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741					
	硬質ポリ塩化ビニル管接手	≘ j	JIS K 6743				
	高密度ポリエチレン管						
	5) その他						
	アルミ製簡易スライドゲー	- 卜 手動式 三方水密					
2. 見本又は資料	1) 主要材料及び次に示す工事	事材料は、使用前に試験	成績書、見本、カタログ等				
提出	を監督職員に提出して承諾を	そ得なければならない。					
	また、これ以外の材料につ	oいても監督職員が提出る	を指示する場合がある。				
	材料名	提出	出物				
	コンクリート	計画配合表、試験成績書					
	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表					
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書					
	硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ					
	その他資材	カタログ、試験成績書等					
3. 監督職員の検	次に示す工事材料は、使用値	前に監督職員の検査又は	試験を受けなければならな				
査又は試験	い。なお、その他の材料は、雪	受注者の自主管理記録を	確認する場合があるので、				
	監督職員が提出を指示した場合	は、これに応じなければ	ずならない。				
	材料名	検査・試験項目	時期				
	管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査				
	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査				
	石材及び骨材 (敷砂利用)	不純物混入程度	搬入時抽出検査				
	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査				
第9章 施工							
1. 一般事項							
(1) 一般事項	1)すべての施工範囲について						
	とする。また、共通仕様書類						
	並びに運土に伴う防災対策等	穿について記載しなけれ り	ばならない。				
(2) 施工図の作		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
成	なお、完成時点の施工図に	ついては、整地面積、フ	水張面積を算出の上、電子				
	データで提出するものとする。						
(0) #**							
(3)基準点	本工事の基準点及び水準点は	は別添凶面に示すとおり	であり、詳細については別				
	途監督職員が指示する。						
	なお、基準点等の位置データ	′は測地成果2000に対応し	したものである。				
(4) 加色英田	1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものと						
(4)地区境界							
			ないよりに留息するものと				
	し、必要に応じて控杭等を記	设けるものとする。 了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困					
	難な箇所や営農に支障となる	3 固別寺かめることから	、尹刖に監省臧貝と協議す				

項目	内容								
	容及	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
	び 解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業					
	体方	⑥その他	■有 □無 その他の工事	■手作業・機械作業の併用 □手作業					
	法	のその他	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用					
4. 土工									
(1)掘削			び盛土に流用する。						
		2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められ							
	る	場合は、速やか	に監督職員と協議す	るものとする。					
(2) 埋戻し及び	1) ##	司 乃//(成土/土 /	一屋の仕上がり厚さ	が30cm以下になるようにまき出し、施					
盛土				が30cm以下になるようによる山し、旭 固めなければならない。					
	,			、一層の仕上がり厚が30cm以下となる					
		均一にまき出し ればならない。	、施工条件に合った	小型締固め機械で十分に締固めを行わ					
			陸整正及び整形は、	均一に支持できるように浮き石等を除					
			なければならない。						
		設水路等撤去後 埋戻しに先立ち		しドライな状態での施工を心掛けるこ					
	ے ح								
	_			思われる場合は、監督職員と協議する					
		ものとし、軟弱土等を基盤内に混入させてはならない。 ③ 埋戻しは、良質土を一層の仕上がり厚さが30cm以下となるようまき出し、							
	+:	分に締固めなける	ればならない。						
5. 整地工	1)基	盤均平作業は、	不陸が生じないよう	、細心の注意を払って仕上げなければ					
(1)基盤整地	なられ	-							
	2) 石礫の除去は基盤均平を行う範囲とし、おおむね直径5cm以上を5m3/ha想定している。なお、石礫除去の数量は監督職員に報告するものとする。								
(2)表土整地				、用水取水口側が高くなるよう、仕上 業により難い場合は、作業前に監督職					
		協議しなければ		来により来い。勿口は、下来的に血自M					
		土戻し後湛水均	平を行う場合は、流	基水深は必要以上に深くしてはならな					
	い。 3) ふ;	れ水により畦畔	崩壊が生ずる場合が	あるため、使用機械のスピードや排土					
				止するため所要の処理を講ずるものと					
			の湛水は排水路へ排 よう注意すること。	水せず地下浸透させる等、濁水による					
6. 一筆排水工				D原因にならないよう、埋戻し土の土 わなければならない。					
	貝貝にひ	田心 ひにりんく	、/Vinter主大 して114	17.41/4 VIAIA VIAV 10					
7. 道路工				こより仕上がり厚10cmとし、施工条件					
			り締固めなければな 車両の通行に支障を	っない。 及ぼす恐れのある不純物(ガラス片、					

項目	内容							
	るものとする。	金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等)をなるべく含まない材料を使用するものとする。 なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。						
第10章 施工管理 1.主任技術者等 の資格	主任技術者又は鹽	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。						
2. 施工管理 (1)工程管理	る恐れがある場合に	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。						
(2) 施工管理の	1) 土木工事施工管	管理基準別	表第1を次のとおり	り変更する。				
追加項目	工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準			
	表土扱い	厚さ	+ 20 - 0	- 0	変更なし			
第11章 条件変更の補足説明	合、あるいは、設計な事項は、次のとま ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なた ⑤ 第三者との複	計図書等に おりである。 いった騒音 は議による (埋議による で協議による である。	示されていない場 規制、交通規制 もの 財を含む)の出現 る変更 場合	景合の施工条件の	図書等と異なる場変更に該当する主			
第12章 その他 1.電子納品	なければならない。 ・工事完成図書	書の電子媒体	書第1編1-1-37に 本(CD-Rもしくは 部(電子媒体の出	:DVD-R)正副2部				
2. CORINSへの登 録	技術者の従事期間	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	工期をもって登録	ますることとし、	余裕期間を含まな			
3. 週休2日による施工	料)、間接工事すする希望があるす 督職員へ提出し、 2)「週休2日」 ることをいう。 なお、ここでしる。 ① 対象期間とに	費を補正し 場合、契約 本試行をi とは、対象 いう対象期 よ、工事着	た試行対象工事で 後、工事着手前日 適用することがで 期間を通じた現場 間、現場閉所等 手日から工事完成	である。受注者は 日までに週休2日 できる。 湯閉所の日数が、 の具体的な内容の は日までの期間を	、週休2日を実施 の実施計画書を監			

1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、11を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 選休2日(4週8体以上)とは、対象期間内の現場関所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場関所日でついても、現場関所日数に含めるものとする。 ① 受注者は、適休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに選休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場関所実破が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、受注者からの観音なり等を行う。 ① 監督職員は、受注者からの聞音なり等を行う。 ① 監督職員は、受注者からの間音なり等を行う。 ③ 監督職員は、受注者からの間音なり等を行う。 ⑤ 監督職員は、受注者からの間音なり等を行う。 6) 発注者は、現場関所を譲入でなめる行うものとし、必要に応じて受注者からの間きなり等を行う。 ② 監督職員は、受注者からの記さない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ② 排正係数 に 現場関所を確認した場合は、 現場関所状況に応じたに以下に示す補正係数と各経費に乗り、 現場管理費 (準分) を補正係数 と各経費に乗している。また、発注者は工事完成時に現場開所の速成状況を確認後、 4週8件に満たない場合は、 工事請負契約書類25条の規定に基づき請負人を編のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減緩変更する。 かお、工事者手前に選休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初額算の補正分を全で減ずるものとする。 7) 適休2日の職線に取り組む工事において、 市場単値方式、 上木工事標準単値による額算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。	項目		内容					
日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場間所とは、現場事務所等での事務作業を含め、11を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 運休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場間所日数の割合が28.5%(8月/28月)以上の水準に違する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場関所目についても、現場関所日数に含めるものとする。 4) 週休2日(4週8休以上)実施の確認が活法、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施と監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施研究の報告については、現場関所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの関告取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況を確認を行う場合には、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などが表れば、受注者から正別的な報告がない場合や、実施状況が確認を行う場合には、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員は、受注者と監督職員が協議して定める。 6) 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経行(資料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)、現場関所を確認した場合に表していままな報告はよるを経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場開所の違成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事語負契約書第25条の規定に基づき前負代を額のうら、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を付むずに減額変更する。 なお、工事者手前に選休2日に取り組むとについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものをむりについては、当初解集の補正分を全て減するものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、現場関所が決定に応じて、以下のとおり補正する。		1月3日までの6日	間、8月を挟む工具	事では夏季休暇	最分として土目以外の3			
間、余谷期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 (受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) は含まない。 ② 現場間所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日 (4週8 株以上)とは、対象期間内の現場開所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場開所日についても、現場開所日数に含めるものとする。 4) 週休2日 (4週8 株以上)の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ提出する。② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員を持ち、なお、週休2日の実施状況の報告については、現場関所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、受注者からの関告取り等を持つ。④ 監督職員は、受注者からの関き取り等を提示を求め確認を行うものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を提示を求め確認を行うものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を提示を求め確認を行うものとける。 ⑤ 報告の時期は、受注者からと批選の記録を資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が選休2日の実施状況について、必要に応じて問き取り等の確認を行う場合には、受法者は協力するものとする。 ① 新正係数により、労務費、機械経費(資料)、共通仮設費(字分)、現場管理費(学分) ま述の設計を選集を選集を受けました。 「独議教養・資料 1.02 共通仮設費(字分) 現場管理費(字分) 1.02 現地管理費(字分) 1.02 現地管理費(字分) 1.02 現地管理費(字分) 1.02 現地管理費(字分) 1.02 現地管理費(字分) 1.02 現地経過合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正係数を各経費に乗じている。また、発注者はてまりを確定表数を言とないるを含む)については、当初環境の補正分を全て減ずるものとする。 7 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による模算に当たっては、現場開所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
期間(受注者の實によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 選体2日(4週8体以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日とかいても、現場開所日数に含めるものとする。 4) 選体2日(4週8体以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受達者は、選体2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週体2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、受注者からの報告により選体2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの報告により連合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 監督職員は、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑥ 報告の時期は、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 ⑥ 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、予め費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(等分)を補正し設計変更を行うものとする。 ⑦ 補正係数 項目 4週8体以上 現場関所率 28.5%(日/28日)以上 労務費 地にし設計変更を行うものとする。 ②補正方法 当初程第において4週8体以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は丁事完成時に現場間所の達成状況を確認後、4週8体に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事者手前に選体2日の取組を希望しないものを含む。については、当初程算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 選体2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による複算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
 ○								
② 現場附所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 選休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場間所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による子定外の現場間所口についても、現場間所口数に含めるものとする。 4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ② 受注者は、選休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、選休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、選休2日の実施状況を完期的に監督職員へ報告する。なお、選休2日の実施状況を開まる。このとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの関告取り等を行う。 ④ 監督職員は、上記受注者からの関告取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて閉き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ○ 補正係数 「利用に係数 「規制所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数と関別に表し、受注者は協力するものとする。 ○ 神正係数 「連絡を選集している。また、発注者は工事完成時に現場関所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約事第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。		1,11,1	より 7 5km 下来で	. 小成なくこれ	の 対的なこ) は口 をな			
が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上と要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4) 週休2日(4週8休以上)の実施を確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。公 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、退休2日の実施状況をの報告については、現場関所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの報告により選休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの報告により選体での提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて閉き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、男務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 前正係数		, and the second	坦東改正学での東	数作業お今み	1 日お涌して租担佐業			
必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場間所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による子定外の現場間所についても、現場間所日数に含めるものとする。 4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに 週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週 休2日の実施計成の報告については、現場間所実籍が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて関き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 ⑥ 発注者は、現場間所を確認した場合は、現場間所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項目 4週8休以上 現場開所率 28.58(8日/28日)以上 労務費 1.02 現場管理費(資料) 1.02 現場管理費(資料) 1.02 現場管理費(資料) 1.02 現場管理費(資料) 1.02 現場管理費(字分) 1.05 ②補正方法 当別積算において4週8休以上の違成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場間所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場開所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、除雪等による予定外の現場関所日についても、現場関所日数に含めるものとする。 4) 週休2日(週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場関所実施記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週外2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの報告により週外2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの報告により週外2日の実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 監督職員が選水2日の実施状況について、必要に応じて関き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 ⑥ 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(資料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)、現場管理費(率分)、1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ②糖正方法 ④ 初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場関所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 なお、工事着手前に週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。				易女主点使べ び	M作来寺、先笏官垤上			
(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による 予定外の現場関所日についても、現場関所日数に含めるものとする。 4)週休2日(4週8休以上)の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに 週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。なお、週 休2日の実施状況の報告については、現場関所実績が記載された日報、工程 表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うもの とする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する ものとし、必要に応じて受注者からの関き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を 行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を 行う場合には、受注者は協力するものとする。 6)発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補 正係数により、労務費、機械経費(資料)、共通仮設費(率分)、現場管理費 (率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項目 4週8休以上 現場関所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 (資料) 1.02 長地経費(資料) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 地が設定を開設は大況を確認後、4週8休 に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、 それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日の取組を希望しないものを含む)については、 当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価 による積算に当たっては、現場開所状に応じて、以下のとおり補正する。								
子定外の現場開所日についても、現場開所日数に含めるものとする。 4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに 週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週 休2日の実施状況の報告については、現場開所実績が記載された日報、工程 表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの問き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が遺休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(資料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項 目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(資料) 1.02 規場管理費(空分) 1.05 週報正方法 当初模算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事者手前に週休2日の取組を希望しないものを含む。については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場開所状況に応じて、以下のとおり補正する。		, ,		,				
4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに 週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週 休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、定注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑥ 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ⑥ 油正係数 項 目 (週8休以上 現場関所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 規場経費(資料) 1.02 規場経費(資料) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場関所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場開所決に応じて、以下のとおり補正する。				· -				
① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに 遺休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。なお、週 休2日の実施状況の報告については、現場開所実績が記載された日報、工程 表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うもの とする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する ものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を 行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を 行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、受洗者性に要更を行うものとする。 7) 選集所決定、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費 (率分)を補正し設計変更を行うものとする。 1、02 機械経費(貸料) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規憲保護費(等分) 1、02 規定設費(等分) 1、02 規定設費(等分) 1、02 規定設置を(等分) 1、02 規定設置を(等分) 1、05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場関所の達成状況を確認後、4週8休 に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、 それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。 補正係数					· · · · ·			
週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。なお、週 休2日の実施状況の報告については、現場開所実績が記載された日報、工程 表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うもの とする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する ものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を 行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて関き取り等の確認を 行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費 (率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項 目 4週8休以上 現場関所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 機械経費(賃料) 1.02 関連管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 表述設設費(主分) 1.02 現場管理費(本分) 1.02 現場管理費(本分) 1.02 現場管理費(本分) 1.05 ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休 に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、 それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、 当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準価による積算に当たっては、現場関係が決定応じて、以下のとおり補正する。 補正係数		4)週休2日(4週8休	以上)の実施の確認	忍方法は、次に	よるものとする。			
② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項目 4週8休以上 現場門所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。		① 受注者は、週休2	日の実施を希望する	る場合、契約後	 、工事着手前日までに 			
休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの関告のり等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 機械経費(賃料) 1.02 規場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。		週休2日の実施計画	書を作成し監督職員	員へ提出する。				
表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項 目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 機械経費(賃料) 1.02 規場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初稽算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		② 受注者は、週休2	日の実施状況を定類	期的に監督職員	[へ報告する。なお、週			
とする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの関き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑥ 経済は、受注者は協力するものとする。 ⑥ 発注者は、受注者は協力するものとする。 ⑥ 発注者は、受注者は協力するものとする。 ⑥ 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数		休2日の実施状況の	報告については、野	現場閉所実績が	記載された日報、工程			
③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者は協力するものとする。 ⑥ 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項 目 4週8休以上 現場関所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 規場管理費(率分) 1.05 ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場関所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全で減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。 「		表や休日等の作業連続	絡記録、安全教育	訓練等の記録	と資料等により行うもの			
ものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑥ 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ⑥ 補正係数 項 目 4週8休以上現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。		とする。						
 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者と監督職員が協議して定める。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 項 目 4週8休以上現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上労務費 1.02投機経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ②補正方法当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場開所状況に応じて、以下のとおり補正する。 		③ 監督職員は、上記を	受注者からの報告に	こより週休2日	の実施状況を確認する			
ない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ③ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 共通仮設費(率分) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		ものとし、必要に応り	じて受注者からの間	引き取り等を行	う。			
ない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ③ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 共通仮設費(率分) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
(5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (5) 報告の時期は、受注者は協力するものとする。 (6) 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 (1) 補正係数 「項目 4週8休以上 現場関所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 (空補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場関所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 (7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場関所状況に応じて、以下のとおり補正する。				_				
(5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 (1) 御神正係数 「項 目 4週8休以上現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上労務費 1.02機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 現場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 (7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。					1 (1 -> 1)(C) 1 (C + 1) (-> PEPP) (C			
5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項 目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。			主者レ 幹 軽 職 昌 が 控	2331 で定める				
行う場合には、受注者は協力するものとする。 6)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全で減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。					-			
6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 補下係数		,	> *** <u>=</u> ** *** = *		ノく同じ以り守い世間で			
正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 共通仮費(賃料) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。				-	に広じた以下に示す浦			
(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 共通仮設費(摩料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
①補正係数								
項目 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 補正係数			変更を11つものと9) る。				
現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上			VEO (FDI I					
 労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 				1 L				
機械経費(賃料) 1.02 共通仮設費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 補正係数		2 = 200 1 100 100 100 100 100 100 100 100 1		^				
共通仮設費(率分) 1.02 現場管理費(率分) 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		現場管理費(率分)	1.05					
ている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		②補正方法		<u>-</u>				
に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		当初積算において43	週8休以上の達成る	を前提とした補	前正係数を各経費に乗じ			
に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		ている。また、発注者に	は工事完成時に現場	場閉所の達成状	況を確認後、4週8休			
それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
る。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 横正係数								
なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。				小妖によ る 間立	2011年,他从最久久,			
かったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、 当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7)週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価 による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 補正係数								
当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。								
による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。				-				
補正係数		, =						
名称		による積算に当たってに	は、現場閉所状況に	こ応じて、以下	のとおり補正する。 1			
		名称	区分	補正係数				

4週8休以上

項目	内容	摘要
4.1日未満で完 了する作業の 積算	#水構造物工 1.02 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算にのみ適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第13章 天災その 他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第14章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	